

# 「適切な大人 (Appropriate Adult)」の 立会いなしに得られた自白の証拠能力

京 明

- I. 問題の所在
- II. 自白法則 (PACE 76) により排除された裁判例
- III. 裁量的排除法則 (PACE 78) 又は PACE 76 との択一的適用により排除された裁判例
- IV. 証拠排除されなかった裁判例
- V. 裁判例の展開から得られる示唆

## I. 問題の所在

イギリスでは、少年が逮捕・留置された場合、又は精神障害その他の精神的に傷つきやすい (mentally vulnerable) 者が逮捕・留置された場合には、弁護権が保障されるのはもちろんのこと、それに加えてさらに、それらの被疑者を心理的・福祉的に援助する第三者が手続に必要に関与する制度、すなわち「適切な大人 (Appropriate Adult: 以下, AA という)」制度が設けられている。

筆者は従来、かかる AA が特に被疑者取調べにおいて果たすべき役割、その場に立ち会うことの目的及び現実の運用状況等について研究を重ねてきた。<sup>(2)</sup>しかし、そこで積み残された課題は、そのような立会いの要請が遵

守されなかった場合の証拠法上の効果 (すなわち、立会いなくして得られた自白の証拠能力) であった。仮に AA のような制度を日本に導入しようとする場合でも、その制度趣旨 (すなわち、虚偽自白の防止を通じた手続の公正さの確保) を実現するには、かかる要請に反した場合の証拠法上の効果についても予め検討しておくことが、将来の立法提案へと発展させていくための基礎的・理論的な作業の一環として不可欠というべきであろう。

そこで本稿では、AA をめぐる裁判例の検討を通じて、AA をめぐる刑事証拠法上の問題点を明らかにすることにしたい。イギリスでも、AA を立ち会わずに傷つきやすい被疑者の取調べを行い自白が得られた場合、換言すれば、そのような実務規範違反という事情があった場合、後の公判でかかる自白を証拠から排除する有力な根拠となりうることは一般に承認されている<sup>(3)</sup>。そして、その場合の排除の根拠としては、基本的には、自白法則 (「1984 年警察・刑事証拠法 (The Police and Criminal Evidence Act 1984)」〔以下、PACE と略す〕76) 又は裁量的排除法則 (PACE 78) のいずれかに分類することができる<sup>(4)</sup>。そして、AA をめぐる裁判例は、イギリスでもある程度事案の集積が見られるところであり、それに対する分析も着々と進められている<sup>(5)</sup>。これらの成果を日本にも紹介することは、AA 制度の導入を検討する上ではもちろんのこと、他方で、日本における傷つきやすい被疑者の供述の任意性・信用性評価<sup>(6)</sup>を再検討する上でも有益というべきであろう。

以下に見るように、証拠排除に対する裁判所の態度には、PACE 制定直後の時期とその後のいわば安定期とでは、濃淡が見られるが、まずは証拠排除された事例について、PACE 76 と 78 のそれぞれについて紹介・検討し、さらに証拠排除されなかった事例についても紹介・検討したうえで、さいごに、そこから得られる示唆について検討することにしたい。

## Ⅱ. 自白法則（PACE 76）により排除された裁判例

AA を立ち合わせなかったこと等が自白の信用性を疑わせる事情に当たるとして、PACE 76 に基づき排除した代表的な公判判例としては、以下のようなものがある。以下、時系列順に紹介する。

### (1) エヴェレット事件（Everett：1988, CA）<sup>(7)</sup>

被告人は、警察に対してした供述が証拠として許容された後で強制猥褻（indecent assault）の訴因に対し有罪答弁をし、有罪判決を受けたが、実は公判に先立って被告人の精神年齢は8歳であることが判明していた（実年齢は42歳）。それにもかかわらず、警察ではAA等を立ち合わせないまま取調べが行われ、そこでなされた自白は後に第1審裁判所でも排除されなかった。

これに対し控訴院は、自白した際の「状況」とは、捜査官の主観ではなく、当時実際に存在した客観的な事情により判断されるべきものとし、医師による鑑定で被告人の精神年齢が客観的に明らかになっている以上、当該自白には実務規範の違反（すなわちAAの立会いの欠如）が認められることになり、それらの事情を全く考慮せず、もっぱら取調べのテープ録音のみを考慮して当該自白を証拠として許容した第1審裁判所には誤りがあるとして、上訴を容れ有罪判決を破棄した。

### (2) ブレイク事件（Blake：1988, CA）<sup>(8)</sup>

被告人は16歳の（女子）少年で、父親及び継母とは別居し、ホテルで暮らしていた。当該ホテルの器物に火をつけ損壊したことで逮捕され、警察署に引致された被告人は、警察から父親の名前と住所を尋ねられたが、断固回答を拒否し、ソーシャル・ワーカーの立会いを求めた。他方、ソーシャル・ワーカーの側では、当時の方針に従い、親に連絡がつかない場合でない限り出頭しないと警察に回答した。そこで警察は被告人に

対し、父親に関する回答の拒否は自分の留置期間を長引かせるだけだと告げたため、被告人は必要な情報を伝えたところ、父親が出頭した。しかし、被告人の側では父親を無視していた。

その後、被告人は警察に対して自白し、器物損壊の罪で訴追されたが、公判では当該自白の証拠能力が争点となった。第1審の裁判官は、別居中だった本件父親はAAとは言えないこと、逮捕後に身体捜索を受けた際を除き、取調べを含め終始男性(異性)の警察官に取り囲まれていたこと、そして、特別な休憩もなく4時間以上にわたって留置されていたことに鑑みると、その間に得られた自白は、PACE 76(2)(b)の下では証拠として許容できないとした。そのうえで、他に被告人の有罪を証明するに十分な証拠はないとして本件公訴を棄却したため、訴追側が上訴した。

これに対し控訴院は、以下のように判示して第1審裁判官の判断を是認し、上訴を容れなかった。すなわち、AAの義務は、少年に助言し援助すること、及び取調べが公正に行われているか監視することにある以上、単に実務規範の規定に形式的に合致しただけで、少年が全く信頼を置いていない者が立ち会ったとしても、AA立会いの目的を果たしたことにはならないとしたのである。<sup>(9)</sup>

このような控訴院の判断からは、少なくとも傷つきやすい被告人(被疑者)に対して自白法則を適用するうえでは、やはりAAの立会いとその実効的な援助の有無が本質的な要素だったことを看取しうる。<sup>(10)</sup>

### (3) モス事件 (Moss : 1990, CA)<sup>(11)</sup>

精神遅滞(あるいはほとんどそれに近い精神状態)があった被告人は、複数の児童に対する性犯罪で逮捕され、9日間留置された。その間、取調べは9回にわたって行われた。被告人はソリシターを求めたが、アクセスは36時間にわたって拒否され、その後共犯者と同じソリシターが指定されたものの、利益相反を理由に辞退されてしまった。そのため、取調べには研修中のクランクが一度立ち会ったきりで、ソリシターが立ち会うこと

は結局なかった。被告人は5回目の取調べで事実を認める供述をするようになり、留置6日目に行われた8回目の取調べで決定的な供述をするに至った。そこには、やはりソリシターは立ち会っていなかった。被告人に不利益な証拠は自白だけで、補強証拠も得られていなかった。

第1審の証拠採否手続 (voire dire) において裁判官は、最初の36時間にわたって弁護人へのアクセスが妨げられたのはPACE 58 (法的助言を受ける権利) 違反であるとし、9回目の取調べで得られた供述は排除したが、8回目での決定的な供述などについては排除しなかった。陪審への説示に際し、裁判官は、被告人には精神遅滞があるものとして扱い、PACE 77条に基づく警告 (精神障害者の自白の証明力判断に際しての注意則) を行ったが、被告人は4件の強制猥褻について有罪判決を受けた。これに対して、PACE 76(2)及び78(1)に基づく証拠排除を求めて上訴がなされた。

控訴院は、当該供述がその信用性を疑わせるような状況で得られたかどうかを判断するのは容易でないとしながらも、留置期間の長さ、多数回に及ぶ被疑者取調べ、上訴人 (被告人) の精神状態、5回目の取調べまでは全く認めていなかったという事実、及び認める供述はすべてソリシター又はその他の独立の第三者のいないところでなされたことなどを総合的に判断すると、第1審の裁判官は、これらの証拠を許容して陪審にさらすべきでなかったと判示した。また、PACE 77の警告がなされているものの、同条は短期間の留置における1回の取調べ (その意味ではイギリスでは通常の取調べ) に関するものであって、本件は明らかにその射程を超えているとし、本件評決は誤判の危険をなお免れていないとして、上訴を容れ、有罪判決を破棄した。

#### (4) モース事件 (Morse : 1990, Crown Ct)<sup>(12)</sup>

被告人は放火で訴追されたが、逮捕当時は16歳の少年であったため、警察では父親の立会いの下に取調べを受けていた。しかし、少年・父親共に法的助言を求めることはなく、少年は自白した。当該自白の証拠採否手

続において、心理学者は、本件父親の IQ は 60～70 程度で、実質的に読み書きもできず、息子の置かれている状況の重大性を認識する能力はなかったこと、また、息子自身の IQ も、精神遅滞とまではいかないが平均以下であると証言した。さらに、取調べにあたった警察官も、父親は息子に全く助言しなかったと証言した。

裁判所は、上記・エヴェレット事件やブレイク事件を引用したうえで、AA の精神状態は、捜査官の主観に拘らず客観的に判断されなければならないとし、被疑者に助言できる能力がなければ AA とは言えない（共感だけでは不十分）と判示した。そして、父親の精神状態が客観的証拠によって証明され、他方で訴追側も 76 条(2)(b)<sup>(13)</sup>で要求される証明を果たしていないとして本件自白を証拠から排除した。

#### (5) コックス事件 (Cox: 1990, CA)<sup>(14)</sup>

不法目的侵入 (burglary) で訴追された被告人には IQ 58 の精神遅滞 (mentally handicapped) があり、文字を読むこともできなかったが、取調べは AA の立会いなしに行われ、被告人は当該犯罪に関与する旨の自白をしたため、調書を読み上げたうえで署名させた。

第 1 審の裁判官は当該取調べでの自白を、公判廷での自白と同旨であり、真実である可能性が高いとして証拠能力を認めたが、控訴院は、被告人の IQ が全人口の大部分 (99.6%) よりも低く、被暗示性に富むことが証明されている以上、被告人は PACE 及び実務規範上は (AA を必要とする) 精神遅滞者として扱われるべきであり、そうであるならば、当該自白の証拠能力判断 (PACE 76) に際しても、本質的なのは、内容の真実性ではなく、本件実務違反 (AA の立会いなしの取調べ) という状況が自白の信用性を失わせるに足るものかどうかであって、その点を考慮せずに証拠能力を認めた原審には誤りがあるとして、上訴を容れ有罪判決を破棄した。

(6) グレイヴス事件 (Glaves : 1993, CA)<sup>(15)</sup>

この事件は、いわゆる反復自白の証拠能力との関係でも興味深い。

故殺 (manslaughter) で有罪判決を受けた被告人 (上訴人) は、逮捕当時は 16 歳の少年であった。第 1 回目の取調べにはソリシター (a solicitors' representative) は立ち会っていたが、AA は立ち会っていなかった。その取調べにおいて、少年は不法目的侵入への関与について否認していたが、それにも拘らず捜査官は何度も返答を求め、少なくとも 9 回はそのようなやり取りが続いた。もっとも、ソリシターがそのようなやり取りに介入したり、抗議することはなかった。その結果、少年は本件犯行全体を間接的に認めるような供述をするに至った (以下、第 1 自白という)。ほどなく 2 回目の取調べが行われたが、そのときは少年の父親が AA として立ち会っている。なお、これらの取調べで得られた少年の第 1 自白その他の供述に関し、第 1 審裁判所は PACE 76(2) に基づき証拠から排除している。

さらにその約 1 週間後、今度は別の捜査官によって再度取調べが行われ、そこにもソリシターは立ち会ったが、AA については立会いがなかった。<sup>(16)</sup> しかし今度は、少年は任意に自白した (以下、第 2 自白という)。公判廷で少年側は、第 2 自白が第 1 回目の取調べの影響を受けていることを理由に証拠排除を求めたが、第 1 審裁判所は、今回 (第 2 自白) の取調べに際しては (権利告知等の) 警告がなされていたこと、第 1 回目の取調べと今回までの間に法的助言を受ける機会があったこと、今回の取調べのテープ録音からは、第 1 回目の際の有害な影響が残存しているとは評価しえないことを理由に、第 2 自白は、強制又はその当時の状況により自白の信用性を失わせると認められる言動の結果として獲得されたものではない旨判示した。

これに対し控訴院は、第 1 自白の証拠能力が否定されたからといって必ずしも第 2 自白の証拠能力が否定されるわけではないとの裁判所の立場を明らかにしたうえで、<sup>(17)</sup> 第 1 回目の取調べの際に法的助言を受けたかどうか<sup>(17)</sup> が重要であるとし (それによって裁判所の立場を知ることができる) とす

る)、実際にそれがなかった以上、たとえ第2自白の取調べに際して捜査官の交代や権利告知があったとしても、第1回目の際の影響は遮断されないとした。さらに、第1回目の際に立ち会ったソリシターも、取調べの行き過ぎに介入する第三者の立会いを保障すべきだったのにそれをしなかったとして<sup>(18)</sup>、上訴を認め有罪判決を破棄した。

文言上は排除の根拠条文は必ずしも判然としないが、第1自白の影響が残存していることを根拠とする以上は、PACE 76(2)と考えてよいであろう。<sup>(19)</sup> また、ソリシターが立ち会っていても証拠排除されたという点は、後の裁判例との関係を考えておくうえでも興味深い。<sup>(20)</sup>

#### (7) ケニー事件 (Kenny: 1993, CA)<sup>(21)</sup>

被告人は不法目的侵入で有罪判決を受けたが、上訴の根拠となった事実関係は以下のとおりである。すなわち、被告人が逮捕された際、不法目的侵入への関与を否定するとともに、逮捕した警察官に対し、自分は読み書きができないと伝えたが、その事実は他の捜査官には伝えられなかった。その後、ソリシターの立会いもないまま取調べを受けたが、被告人は不法目的侵入への関与を認めるに至った。他方、公判では、被告人の精神遅滞が争われ、被告人の精神年齢は9～10歳であるとの鑑定も得られた。しかし、第1審の裁判官は、AAの立会いなしに取調べが行われたという実務規範の違反があることは認めたが、本件捜査段階での自認は合理的疑いなく信用できるとし、証拠として許容したため、被告人は有罪答弁に転じたのであった。

これに対し控訴院は、PACE 76(2)(b)の下で裁判官が判断すべきは、当該自白が実際に真実であるかどうかではなく、当該自白がその信用性を失わせるような状況で得られたものであるかどうか、そして、訴追側がそうでないことを合理的疑いを超えて証明しているかどうかであるとしたうえで、本件でAAの立会いのない状況で自白に至ったことは、当該自白が実際に真実であるかどうかにかかわらず、当該自白の信用性を疑わせる事情にあ

たるとして証拠から排除し、本件では他に被告人に不利な証拠はないとして、有罪判決を破棄した。

#### (8) 小括

以上のような自白法則に関する裁判例からは、裁判所(とりわけ控訴院)は、自白の内容の真実性(換言すればその証明力)ではなく、PACE 76の文言に忠実に、当該自白が得られた際の客観的な状況に基づいて自白の許容性判断を行っていることが分かる(特にエヴェレット事件、ケニー事件)。

問題は、そのような客観的な状況におけるAAの立会い(敷衍して言えば実務規範違反)の位置づけである。この点については、少なくとも上記の判例の流れの中では、かなり大きな比重が与えられていることが分かる。例えば、AAの立会いがなかったこと自体を直接の根拠として証拠排除し有罪判決を破棄した場合はもちろん(エヴェレット事件)、立会い自体はあっても実効的な援助が保障されない限りはAA制度の趣旨が没却される<sup>(22)</sup>として証拠排除・有罪破棄した事例(ブレイク事件、モース事件)からは、PACE及びその実務規範が制定されたことの意義とその尊重の態度が色濃く窺われる。こういった態度は、PACE施行後間もない、その意味で比較的初期の裁判例について特に顕著である。

他方、判例の中には、AAの立会い(の欠如)それ自体を排除の直接の根拠にするのではなく、取調べをめぐる客観的な事情の一つとして考慮しているものもある。上記ではモース事件がそれであるが、そのような総合的な判断手法は、場合によっては、AAの立会いの意義を相対化する可能性も秘めていよう。そして、まさにその後の判例の展開は、後述のように相対的な位置づけへと変化していったようにも思われる。そのことは、上記のような自白法則に基づく排除事例が、1993年のケニー事件以降、少なくとも公判判例では管見の限り見当たらないといった点からも窺われる。

もっとも、イギリスにおける自白の証拠排除は、次第にその重点を自白

「適切な大人 (Appropriate Adult)」の立会いなしに得られた自白の証拠能力 (京)

法則から、次に見るような裁量的証拠排除へと移していったと見ることもできるので、次にその点に関する裁判例を検討していくことにする。

### Ⅲ. 裁量的排除法則 (PACE 78) 又は PACE 76 との択一的適用により排除された裁判例

裁量的排除法則との関係で、代表的な公判判例として以下のものを挙げることができる。<sup>(23)</sup> ここでも、時系列順に紹介する。

#### (1) ダットン事件 (Dutton: 1988, CA)<sup>(24)</sup>

本件は、PACE 76 との択一的適用により排除された事例である。ここでも問題となったのは、やはり被告人が逮捕され、取調べを受けた際の状況であるが、その詳細は以下のとおりである。

被告人 (上訴人) は、自分の娘に対する強姦と自分の息子に対する強制猥褻の訴因について、陪審により有罪判決を受けた。逮捕時被告人は 40 代であったが、軽度の精神遅滞が認められ、青少年のころ (20 年以上前) には精神病院に入院していたこともあった。そこで、逮捕後、警察署に引致されたとき、被告人は自分のソーシャル・ワーカーとの面会を求めたものの、当該ソーシャル・ワーカー (女性) は、被告人だけでなく本件被害者である娘のソーシャル・ワーカーとしても被告人の家庭に以前から関与しており、しかも本件については、すでに被害者たる娘の側 (したがって訴追側) の立場から関与していたため、当然、被告人との面会のために出頭することには消極的だった。結局、取調べには、別のソーシャル・ワーカーやソリシターが呼ばれることはなかった。

八九

その間、被告人は単独で留置されていたが、逮捕後 10 時間経ったとき、2 人の捜査官により取調べが行われた。いずれの取調官も、被告人が幼少時養護学校に通っていたこと、大人になってからも精神衛生法に基づく入院命令を受けていたこと、社会への適応能力に問題があること、そし

て今回ソーシャル・ワーカーへ逮捕されたことの通知を求めたが、誰も被告人を支援しには来なかったことを認識していた。

取調べを行うに際し、被告人には黙秘権を告知したうえで被疑事実を告げたところ、被告人は本件訴因についてはいずれも認める供述をした。1時間半にわたる取調べが録音のもとで行われたが、その終了時（午後8時半）に被告人は、自分は取調記録（interview notes）を全く読むことができないと述べた。そこで、被告人に調書の読み聞かせを行うため、当番ソーシャル・ワーカー（duty social worker）に出頭要請したが、その返事はまたしても消極的だった。そのため、書面上は読み聞かせを受けたとの署名はあるものの、実際にそれが行われたことを示す明確な証拠は存在していない。

第1審公判では、被害者である娘（当時10代前半）が訴追側証人として尋問を受けたが、その供述は反対尋問を受けて大きく変遷し、結局、ほとんど信用できないこと（worthless）が明らかとなった。娘の供述の信用性について、裁判官は直ちに（少なくとも被告人との関係で）そのような判断を示したわけではなく、それどころか、相被告人の弁護人の要望により、法廷での娘の尋問調書も陪審に渡されることとなった。とはいえ、その後陪審への説示に際しては、本件娘の供述を考慮してはならない旨説明し、その結果、被告人の有罪を証明する唯一の証拠は、上記・取調べでの自白のみとなった。他方で、弁護人は（相被告人の弁護人も）、当該自白を証拠とすることに異議を述べたりはしなかったが、本件取調べは実務規範に違反してAAの立会いなくして行われた以上、そこで得られた供述もPACE 76 又は 78 に基づき排除されるべきであるなどと主張した。

しかし、第1審の裁判官は、本件取調べに実務規範違反があることは確かだが、その他の面では適正に行われており、当該実務規範の違反自体も、事後的に警察懲戒手続でも対応可能であるだけでなく、その違反の程度も証拠から排除するほど重大ではないなどとして、当該自白を証拠として許容したため、陪審により有罪判断が示されることとなった。これに対

し、当該実務規範の違反を重大でないとした判断には誤りがあるなどとして被告人側が上訴した。

控訴院は、かかる上訴理由を認め、本件はまさに実務規範が AA の立会いを想定している事案にほかならず、したがって虚偽自白のおそれが高い類型に属するから、かかる違反を重大でないとした第 1 審裁判官の判断には誤りがあること、また、娘の公判廷供述の信用性を直ちに否定せず、その尋問調書を陪審に渡した点にも（陪審の判断を誤らせるおそれという点で）誤りがあるとした。したがって、娘の公判廷供述を除外したうえで、本件実務規範違反の実質を正しく評価すれば、本件自白の信用性（証拠の許容性）には疑いが生じ、あるいは本件自白を証拠として許容することは PACE 78 の下で不公正と考えられるうえ、娘の尋問調書を読んだ上でなされた陪審の有罪判断にも、なお誤判の疑いを免れていないなどとして、上訴を容れ、有罪判決を破棄した。

## (2) フォガー事件 (Fogah : 1988, Crown Ct)<sup>(25)</sup>

強盗で訴追された被告人は、逮捕時 16 歳であった。被告人に不利な証拠には被告人の警察段階での自白もあったが、その自白が得られた取調べとは、事前の権利告知等はなされたものの、逮捕後に路上で、したがって AA の立会いもなく得られたものであった。

証拠採否手続では、当然、このように路上で行われた取調べの適否が争点となった。弁護人は、取調べの定義に関する先例を引用しつつ、路上で行われた一連の受け答えは PACE 所定の「取調べ (interview)」<sup>(26)</sup>に当たるものであり、その際 AA の立会いがなかった以上、実務規範の違反が認められること、そして、AA の立会いは必要的であって、警察署での取調べに限定されないとして、PACE 78 による自白の証拠排除を求めた。

これに対し裁判官も、本件路上での一連の受け答えが取調べに該当することを前提として、本件取調べには AA が立ち会っておらず、実務規範違反は明白であるとして、本件取調べにより得られた供述を PACE 78 に基

づきすべて証拠から排除した。その結果、被告人は、陪審の全員一致の評決により無罪となった。

### (3) ウィークス事件 (Weekes : 1992, CA)<sup>(27)</sup>

強盗の共謀で訴追された被告人は、逮捕時 16 歳であった。逮捕後、警察車両内で質問を受けた被告人は、当初は否認しながらも、犯行をほのめかす供述をするに至った。もちろん、そのようなやり取りが行われた際、AA は立ち会っていない。第 1 審で弁護人は、AA の立ち会いが無い以上、実務規範の違反があるとして PACE 76 または 78 に基づく当該供述の排除を求めたが、第 1 審の裁判官は、本件警察車両内でのやり取りははまだ PACE 所定の「取調べ」の域に達していない（したがって、AA の保障も必要ない）とし、取調べの定義に関する前例に依拠しつつ、当該供述を証拠として許容したため、被告人は上訴した。

これに対し控訴院は、取調べの定義を線引きすることは難しいとしつつ、しかし路上又は警察車両内での会話も取調べに該当しうる場合があるとした。そして、少なくとも本件で被告人が犯罪を自認し始めた段階で、捜査官は被告人から説明を得ているのであるから、そこからは AA の立ち会いが必要だったのであり、結局、本件警察車両内での会話を全体として評価すれば取調べに該当するから、実務規範違反は免れないとした。そのうえで、他に被告人の関与を示唆する証拠もなかったことからすれば、第 1 審裁判官は、本件会話を PACE 78 に基づき証拠から排除すべきであったとして、有罪判決を破棄した。なお、PACE 76 との関係では判断は示されていない。

### (4) ハム事件 (Ham : 1995)<sup>(28)</sup>

被告人（上訴人）は、不法目的侵入で有罪判決を受けた者である。

被告人は、逮捕及びそれに続く取調べ時においてすでに 18 歳に達しており、また本人がソリシターを求めなかったこともあって、取調べはソリ

シターその他の第三者の立会いのないまま行われ、結局2回にわたる取調べ (合計1時間半程度) により被告人は自白するに至っていた。しかしその後第1審では一転して無罪答弁に転じ、証拠採否手続において、自らのIQや精神病歴に鑑み、AAの立会いを必要とする「精神的ハンディキャップのある者 (mentally handicapped)<sup>(31)</sup>」に該当していたこと、そうだとすると、AAの立会いなくして得られた自白 (実務規範違反) はPACE 76 又は78により排除されるべきであると主張して、本件自白の証拠能力を争った。

証拠採否手続では、被告側からは精神科医が被告人のIQや病歴・病状等について証言 (鑑定書も提出) したうえで、取調べ時の被告人の心身は迎合性・被暗示性に富む状態にあったこと、IQも70から80 (知的レベルは11歳程度) で「精神的ハンディキャップ」のボーダーライン上にあることからすれば、被告人は傷つきやすい (vulnerable) 者として、PACEに従いAAの立会いの下で取調べが行われるべきだったのであり、そのような立会いなくして得られた自白には虚偽のおそれが非常に強いと述べた。他方、訴追側からは取調べにあたった警察官らが当時の被告人の様子や取調べの状況等について証言した。なお、被告人の成育歴をよく知る警察官については、弁護人の要求にも拘らず、結局証人尋問が実施されなかった。

第1審の裁判官は、上記のような専門家の証言にも拘らず、被告人の「精神的ハンディキャップ」の問題については特に明確な判断を示すことはなく、他方で、取調べが可能だったかどうか (fit to be interviewed) という観点から、警察官の証言に照らせば自白の信用性を疑わせる事情は認められないとして、本件自白を証拠として許容する判断を示した。これを受けて被告人も、再度のアラインメントで有罪答弁をせざるを得ず、有罪判決を受けることとなった。そのため、被告人がかかる証拠の採否の判断には誤りがあるなどと主張して、上訴したのが本件である。

控訴院は、かかる上訴理由を認め、上記・エヴェレット事件などの先例

に依拠しつつ、被告人に精神的ハンディキャップがあるかどうか、そして自白が得られた際の状況がその信用性を疑わせるものであったかどうかは、医学的証拠によりつつ「客観的」に行われなければならないこと、それにもかかわらず第1審の裁判官は、専門家でもない警察官の証言に基づいて、しかも取調べの可否についてしか判断しないまま証拠として許容したという点で、その瑕疵は重大であるとした。また、PACE 78についても審理が十分尽くされていないなどと判示した。そのうえで、当該自白以外に被告人の有罪を証明する証拠はない以上、もはや有罪を維持することはできないとして、上訴を容れ、有罪判決を破棄した。

#### (5) アスピナル事件 (Aspinall : 1999, CA)<sup>(32)</sup>

被告人(上訴人)は、ヘロイン譲渡の共謀で有罪判決を受けた者であるが、警察段階で取調べを受ける際、警察官に対し自分が統合失調症であることを伝えていた。そこで、警察医(police surgeon)の診察を受けることになったのだが、最初に診察した警察医は、被告人が投薬治療中の統合失調症にかかっており、不安には感じているものの、現在の意識は明瞭で、時間と空間の認識もはっきりしていると診断した。2番目に診察した警察医も、先の診断に間違いのないことを確認し、薬をしっかりと服用しており、これ以上の治療を必要としないこと、そして取調べにも応対可能であると診断した。被告人は、逮捕後13時間は取調べを受けていなかったが、法的助言を希望するかと尋ねられた際も、特に希望せず、ただ「家に帰りたい」と述べるにとどまったため、AAもソリシターの立会いもないまま取調べが行われた。

その後、証拠採否の手續において、被告人の診察医を数年来つとめてきた精神科医が、被告人のこれまでの病状について証言したうえで、被告人は取調べの際、ストレスによる疲労、不安、及び抑圧を感じていた可能性があること、そして、統合失調症に起因する一定程度の受動性及び自己主張力の乏しさがあったと証言した。しかしながら、第1審の裁判官は、AA

の立会いを欠いたことによる PACE 78 に基づく証拠排除については、これを認めなかった。

これに対し、控訴院は、本件で取調べを行うには AA の立会いが必要であった以上、明らかな実務規範の違反があるとして、上訴を容れ、(判文上は明示されていないが PACE 78 に基づき) 本件供述を証拠から排除し、有罪判決を破棄した。控訴院によれば、本件で生ずる不公正さは、ソリシターの関与がなかったことによるものとされる。また、法的助言へのアクセスが遅れたという点では、ヨーロッパ人権条約 6 条違反も認められるとする。とりわけ、傷つきやすい被疑者のように、AA の立会いという利益を受けるべき者の場合には、かかる権利侵害が顕著であるとした。<sup>(33)</sup> しかるに、第 1 審裁判官は、AA の立会いが必要とされる目的、AA の義務等を考慮せず、AA を立ち合わせないことで手続の公正さがどれほど害されるか判断しなかった点に、誤りがあるとしたのである。

なお、控訴院は、本件で手続の公正さが害される一つの側面として、本件供述を許容することは、陪審に対し被告人が健常であることを示す可能性がある点を指摘している。従前の先例によれば、裁判官が PACE 78 の裁量を行使するには、当該 (不公正に得られた) 証拠を用いることによって、当該裁判 (手続) の公正さが害される程度に達することを要する旨、<sup>(34)</sup> 判示されていたことから、捜査段階での AA の立会いの欠如は、それによる弁護権侵害、ひいては (陪審) 公判での証拠評価への誤り等も含めた、その意味で、虚偽自白のおそれに対する総合的な判断のもとに不公正手続の認定とそれに基づく証拠排除がなされたと評価できよう。

## (6) 小括

八三

本条に関する裁判例から窺われるのは、証拠排除の根拠条文は、PACE 76 と 78 のいずれが用いられ、後者が予備的に主張されることが多いものの、そのいずれに依拠するかは、事実関係を比較してみても必ずしも判然としないと言わざるを得ないという点である。その意味で、PACE 76 と

78 の適用を分ける基準を明確に論じることは難しい。そのことは、実際に例えばダットン事件などでも、両者を截然と分けていないことから窺われる。

もっとも、本条の問題として主張される問題類型（違法捜査の類型）としては、①被疑者の保護を目的とする法規範に違反した場合（法的助言の否定など）、②一定のアンフェアな捜査が行われた場合（被疑者に嘘をつくなど）、③捜査それ自体が犯罪を構成・誘発しうる（ほどのアンフェアな）捜査が行われた場合（おとり捜査など）、④重大な人権侵害を伴う場合（盗聴など）や、第三者への重大な人権侵害を伴う場合といった類型化も試みられている<sup>(35)</sup>。

AA との関係では、その立会い及び援助が実務規範に基づくものであり、裁判例でもかかる立会いの欠如又は実効的な援助の欠如が、本条との関係で手続全体を不公正なものとするかどうか問題とされている以上、上記①の類型と最も親和性を有するものと言うべきであろう。もっとも、仮にそうだとしても、別稿でも論じたように、本条の適用範囲と自白法則の適用範囲とをどのように区別しうるかという問題は、なお残されているように<sup>(36)</sup>思われる。

#### IV. 証拠排除されなかった裁判例

排除が認められなかった事例については、PACE 76 条違反と同 78 条違反の両方が上訴理由として主張され、その結果、その両者について判断が示されることが多いため、ここでまとめて紹介する。

##### (1) W ほか事件 (W and another: 1993, CA)<sup>(37)</sup>

被告人は 13 歳の（女子）少年で、強盗で逮捕された。被告人は、警察の取調べでは母親の立会いのもとで事実を認めていたが、上訴理由の中で主張されたのは、当該母親は精神病に罹患しており、もはや AA とはいえ

なかった以上、それらの供述は AA の立会いなしに得られたものとして証拠から排除されるべきという点であった。

この点に関し第 1 審の裁判官は、母親が精神病であることは認めつつも、取調べに際して娘に助言することは可能であったと認定し、仮にそのような能力に問題があったとしても、取調べ自体も全く公正かつ適正に行われたとして、被告人の供述した際の状況には、その信用性を疑わせる事情は存在せず、また、取調べの公正さを害するような事情も存在しないと判示した。そして、控訴院もまた、取調べの記録を精査したうえで、取調べは公正かつ適正に行われているとして、基本的に第 1 審裁判官の判断を是認し、上訴を認めなかった。

なお、このような判断については、初期の判例（例えば、上記・モース事件など）では、AA の客観的な精神的な能力自体に着目し、そこから（実際の取調べの状況いかに拘らず）一般的・抽象的に実務規範違反を認定していたのに対し、本件では、AA の能力は実際に取調べの場で具体的に助言出来ていたかどうか、そして取調べ自体が公正に行われていたかどうかを判断する上での事情の一つとして考慮されているにすぎないとして、批判的に捉える見解もある。

## (2) キャンペベル事件 (Campbell: 1994, CA)<sup>(40)</sup>

被告人(上訴人)は、強盗の共謀及び謀殺で有罪判決を受けた者である。本件ではいくつかの上訴理由が主張されたが、本稿との関係では、以下の点が問題とされた。すなわち、逮捕後の取調べの当初、被告人はソリスターの立会いなしで取調べを受けることに同意した。その際、被告人自身が、犯行現場に行ったことがあること、そこで犯行当日に（犯人が被っていたと似た）帽子を落としたこと、銃撃が起きたが、自分はそれをしていないこと、自分の連れが銃を持っていたことなど、本件犯行に間接的につながる事実等について供述した。その後被告人が医師の診察を受けたところ、医師は被告人に精神遅滞がある（IQ がボーダーラインをぎりぎり切

る程度)との診断を下したため、以後の取調べではAAの立会いの下で取調べが行われた。

以上の事実に関し、弁護人は上訴理由の中で、AAが立合う前の供述はPACE 78に基づいて排除されるべきと主張したが、控訴院は、本件取調べがPACEによる保護の対象となることは認めた上で、弁護人は76条違反を主張しておらず、第1審裁判官も76条違反を認定していない以上、その裁量行使がさらに78条違反となるような明白な誤りを犯しているとはいえない(また、その他の上訴理由にも理由がない)として、上訴を認めなかった。

### (3) ルイス事件 (Lewis : 1995, CA)<sup>(41)</sup>

本件では、捜査段階でも第1審でも被告人の精神遅滞は争点とされず、上訴の段階で初めてそれが主張され、原審での証拠の採否の当否が問われたものである。すなわち、被告人は第1審で強盗で有罪判決を受けたが、上訴審では被告人側より、被告人のIQは69で、それは脳の損傷を強く示唆することを内容とする臨床心理医による鑑定が、1968年刑事上訴法23条1項又は2項に基づいて証拠申請された。もし当該鑑定が採用されれば、被告人はPACE 69(ママ)の保護の対象として、ソーシャル・ワーカー等の第三者(すなわちAA)の立会いのもとで取調べが行われるべきだったのであり、そうだとすれば、かかる立会いなくして得られた供述は、その信用性を疑わせるものとして証拠から排除されるべきというのが、弁護側の主張であった。

これに対して控訴院は、第1審及び捜査段階でも被告人の精神状態を知りうる状況はあったにも拘らず、第1審でかような鑑定証拠が提出されなかったことについて合理的な説明はされていないとして、上記1968年刑事上訴法23条2項は充足しないとしつつ、他方で、同条1項については、正義の観点から当該鑑定証拠の採用も可能であるとした。しかしながら、AA立会いとの関係については以下のように判示して、上訴を容れな

かった。

すなわち、本件鑑定が第1審で提出されていたら、裁判官が証拠採否手続において、そのようなAAの立会いなくして得られた供述の許容性を判断しなければならなかったことは確かである。また、AAの立会いの趣旨とソリシターの立会いの趣旨、そして、精神遅滞者への理解度という点で両者に違いはあることも確かである。しかしながら、他方で、本件取調べで得られたのは単純な自白ないし自認ではなく、弁解供述なども含まれていたこと、しかもそれらの供述は、予めソリシターと相談したうえで、かつ一貫してソリシターの立会いのもとになされたこと、そして、そもそも立会いの趣旨に違いがあるとはいえ、本人の権利行使を助け、取調べの公正さを担保する等の点でAAとソリシターの役割はほとんど同じであること<sup>(42)</sup>、これらの事情に鑑みると、仮にこのような証拠能力の問題が第1審で提起されていたとしても、裁判官にとっては、かかる供述がその信用性を失わせるような言動の結果として得られたのでないと判断したであろうことは疑いない。なお、PACE 78は本件のような事情のもとではほとんど論ずる余地はなく、また、同77についても、被告人に不利益な訴追側の主張の全部または一部が本件自白に依拠しているわけではなく、しかも、同条との関係ではソリシターが独立の第三者と言いうる、<sup>(43)</sup>などとして、上訴を認めなかったのであった。

なお、このように、ソリシターの立会いと助言があったことを重視し、あたかもそれがAAの立会いと助言に代替しうるかのような判断を示したことについては、AAとソリシターとは援助の性格が違うこと、そのこととも関連して実務規範上ソリシターはAAの担い手から明文上除外されていること<sup>(44)</sup>などに鑑み、批判的に捉える見解もある。<sup>(45)</sup>

七  
九

#### (4) トンプソン事件 (Thompson : 1997, CA)<sup>(46)</sup>

被告人(上訴人)は、知能は高かったが、アスペルガー症候群に罹患していた。その障害の影響により母親の殺害を決意するようになった被告人

は、実際に母親に肉包丁で切りかかろうとして、母親に対する謀殺未遂で有罪判決を受けた。そして、それに対する上訴理由の一つに、被疑者取調べにAAの立会いがなく、それゆえそこで得られた供述は証拠排除されるべきことが主張されていた。具体的には、被告人は(逮捕後)警察署で精神科医の診察を受けたところ、当該精神科医が取調べは十分に可能との診断を下したため、警察はAAの手配に入った。しかし、ソーシャル・ワーカーから、AAの立会いは必要でないとの助言を得たため、AAは立ち会わず、しかしソリシターの立会いのもとに取調べが行われ、そこで被告人は母親を殺す意思がある旨ははっきりと供述したのであった(以下、本件供述という)。さらに、第1審公判でも、当該精神科医は、被告人には(他者加害の危険を持つ)人格障害はあるが、精神病ではないとし、被告人は自分の行っていることは理解できるがその違法性を理解できないとして、心神喪失(insanity)に基づく無罪答弁が適当であると証言した。しかし、被告人自身は、かかる心神喪失の答弁を拒否したため、陪審により有罪の判断が下されたのである。

控訴院は上訴を認めなかったが、AAの立会いの欠如とそれに基づく本件供述の証拠排除については、自白法則との関係も踏まえて、次のような判断を示した。すなわち、当該自白がAAの立会いがなかったことの結果として得られたものであるか、あるいはかかる立会いの欠如自体が当該自白に対する信用性を疑わせるものであるかを示す証拠がない以上、本件に対してPACE 76(2)を適用することは容易でない。そこで問題は、PACE 78(1)の適用の可否であるが、本件上訴審の弁護人はヨーロッパ人権条約6条等も援用しているが、ヨーロッパ人権裁判所の先例及び貴族院の先例に照らせば、同6条は証拠能力についてまで規定したものでなく、証拠能力についてはもっぱら国内法の問題となること、もちろん同6条違反はそれによって得られた証拠の許容性にも影響を及ぼしうるが、必要な証拠排除まで帰結するものではないこと、そして、本件供述についても、それを用いることによって当該裁判自体の公正さが害されるとまでは言えないこ

「適切な大人 (Appropriate Adult)」の立会いなしに得られた自白の証拠能力 (京)

<sup>(47)</sup>  
とを理由に、上訴を認めなかったのである。

## (5) 小括

少なくとも公刊され又はオンライン上で入手しうる裁判例に関する限り、証拠排除されなかった事例は、管見の限り必ずしも多くはない。そのこと自体は、AA 制度、ひいては PACE 自体に対する裁判所の好意的な態度を示唆しうるものではある。もっとも、そのように限られた事例とはいえ、証拠排除に消極的な判示からは、特に積極的に排除に傾いた PACE 施行直後の時期に比べると、自白の証拠能力判断における AA 立会いの意義・位置づけにも微妙な変化を看取しうるようにも思われる。もっとも、その点についての詳細は、次章において証拠排除を認めた裁判例とも比較しながら述べることにしたい。

## V. 裁判例の展開から得られる示唆

本稿では、AA の立会いなしに得られた自白の証拠能力について、公刊され又はオンライン上で入手しうる裁判例を対象に検討を加えてきた。そして、上記のような裁判例の展開からは、さしあたり、以下の4点について示唆が得られるであろう。

第一に、控訴院での破棄事例が続出したことから窺われるとおり、PACE が制定された後もしばらくは、AA の立会いに関する実務規範の規定は、従前の裁判官準則同様、現場の捜査官からは無視されることが多く、また第1審の裁判官からもそのような実務が黙殺される事態が続いていたと考えられる。そのことは、PACE の制定も、少なくとも AA との関係でいえば、それだけでは直ちに捜査実務を変革するインパクトを持ちえなかったことを示唆している。

しかしながら、第二に、まさに PACE の重要性を捜査実務にも知らしめ、それを浸透させるのに大きな役割を果たしたのが、控訴院であったと

ということもできよう。<sup>(48)</sup> PACE 76 に基づいてであれ、同 78 に基づいてであれ、控訴院が驚くほどの大胆さで証拠排除に踏み切り、捜査実務に「制裁」を加えたことは、学会にも大きな衝撃を与えたようである。<sup>(49)</sup> そのことは、被疑者取調べの法的規制を実効性あるものとするためには、裁判所（特に上級審裁判所）が、とりわけ証拠採否の判断という点で大きな役割（啓蒙的役割）を担っていることを示唆している。

他方、解釈論上の問題として、PACE 76 と 78 の適用をめぐる区別基準については必ずしも判然としない面があるものの、その問題をひとまず措くことができるとすれば、これまでの判例の展開からは、第三点として、証拠能力判断における AA 立会いの比重の変化を読み取ることもできよう。すなわち、ドラスティックに証拠排除した初期の判例（例えば、エヴェレット事件やモース事件など）では、AA の立会いの有無は、それ自身が自白の信用性に（又は裁判の公正に）一般的・抽象的に影響を及ぼす事情として位置づけられていたのに対し、その後の判例（W ほか事件やルイス事件など）が必ずしも証拠排除に積極的ではなくなったように見えるのは、判例相互が矛盾しているというよりも、むしろ、AA の立会いの位置づけが、自白の信用性（又は裁判の公正）への影響を個別・具体的に判断するための一事情へと比重が変化していると理解することも可能である。<sup>(50)</sup>

その背景にあるのは、裁判所が当該自白を証拠として採用することを容易にしたいという意図であり、したがってまた、被告人の有罪の確保と実務規範の遵守とのバランスを図ろうとする意図であろう。そして、近時の裁判例は証拠排除にますます消極的になっているとの見解や、特に PACE 78 との関係では、裁判官が「不公正」であると認定することは宝くじにあたるようなものである（控訴院の介入はそれほど稀である）と指摘する見解<sup>(51)</sup>すらあることに鑑みれば、有罪の確保、従って、治安維持へのバランスの傾斜は進んでいると言わざるを得ないようにも思われる。

他方で、被疑者・被告人側へのバランスをもたらしうる事情もないわけではない。その有力な動向の一つがヨーロッパ人権条約（特に 6 条）の援

用であろう。<sup>(53)</sup> もちろん、上記の判例には、同条約に留意しつつも証拠排除を認めなかったものも存在するが (トンプソン事件)、時系列的にはその後の裁判例であるアスピナル事件では、逆に同条約も援用しつつ不公正証拠として排除しており、同条約が今後イギリス刑事証拠法にどのような影響を及ぼしていくかが注目される。<sup>(54)</sup> もっとも、そのアスピナル事件においても、AA の存在意義は弁護権の補完として位置づけられているため、そもそも AA に対し、法的助言者とは別個・独立の存在として、心理的・福祉的な援助を期待する立場からは、被疑者取調べにもあくまで両者の立会いが必要であると主張していくことになる。

最後に日本法への示唆として挙げられるのは、上記第三点とも関わるが、AA の立会いの位置づけに変化が見られるとはいっても、それはあくまで「証拠能力」レベルの問題であることには変わりないという点である。すなわち、従来、少年の場合にせよ、精神障害者等の場合にせよ、日本ではそのような被疑者の特性、つまり、被暗示性、迎合性の強さなどは、基本的には自白の任意性ではなく、信用性の評価の一事情として位置づけられてきた。<sup>(55)</sup> そのため、いわゆる傷つきやすい被疑者にはそのような特性が一般的・類型的に認められることが承認されていながら、他方で、その証拠法上の評価は全く裁量的なものにとどまっていたため、かかる被疑者の虚偽自白、したがってその冤罪を防ぐうえでは、それらの特性には必ずしも十分な考慮が払われてこなかったと言わざるをえない面がある。

その点、イギリス法では、かかる特性に鑑み AA が取調べに必要的に立ち会うべきものとされ、しかも、判例の展開に若干動揺は見られるものの、あくまでもかかる特性への配慮が証拠能力のレベルで議論されている点には、虚偽自白の防止という目的論的観点からすれば、日本法が学ぶべき点はなお少なくないように思われる。今後も、イギリスの自白の証拠排除に関する理論的検討を深め、かつ、判例の展開をフォローしていくことを期し、ひとまず本稿を閉じることにしたい。

- (1) 本稿では、イングランド及びウェールズを指す。以下、同じ。
- (2) 少年の場合について、拙稿「イギリスにおける『適切な大人 (Appropriate Adult)』制度について～取調べを中心に」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報3号79頁（以下、拙稿①と略す）、精神障害者等の場合について、拙稿「被疑者取調べにおける精神障害者等の供述の自由（1）」香川法学28巻2号（2008年）106頁（以下、拙稿②と略す）及び「同（2・完）」香川法学28巻3・4号（2009年）160頁（以下、拙稿③と略す）参照。
- (3) See, e.g., Peter Mirfield, *Silence, Confessions and Improperly Obtained Evidence* (Oxford U. Pr., 1997) at 284.
- (4) イギリスにおける自白の証拠排除の基本構造については、別稿を予定している（『村井敏邦先生古稀祝賀論文集』2011年刊行予定）。むしろ本稿は、AAをめぐる裁判例の詳細な検討に重点をおいたものである。本稿と別稿とをあわせて参照していただければ幸いである。
- (5) Mirfield, *ibid.* は、その代表的な文献である。
- (6) この点に関する日本の現状と課題について検討したものととして、拙稿「傷つきやすい被疑者の取調べ」法律時報83巻2号（2011年）29頁ほか参照。
- (7) *R. v. Everett* [1988] Crim. L. R. 826, CA.
- (8) *DPP v. Blake* [1989] 1 W. L. R. 432, CA.
- (9) 第1審の記録によると、取調べにおいて被告人と父親との間の会話は、父親が「大丈夫か」と声をかけたときだけで、それについてすら被告人は答えず、以後、当該犯罪や逮捕の理由等についてさえ、何の会話もなされなかったとされる (*Ibid.* at 433-434)。なお、本件控訴院判決の末尾には、法廷意見 (*per curiam*) として、ソーシャル・ワーカーには方針転換を求める旨、付言されている。
- (10) 本判決に付されたオウルド裁判官 (Auld J.) の意見も、かかる評価を裏付けるものといえる (*Ibid.* at 439-440)。
- (11) *R. v. Moss* (1990) 91 Crim. App. R. 371, CA.
- (12) *R. v. Morse & Ors* [1991] Crim. L. R. 195, Crown Ct.
- (13) 本件では自白以外に被告人に実質的に不利益な証拠はなかった以上、少なくとも放火の訴因については無罪との結論が出たものと考えられるが、そこまでは紹介されていない。また、弁護人は、裁量による排除 (PACE 78) も択一的に主張していたが、それについては判断が示されなかった。
- (14) *R. v. Cox* [1991] Crim. L. R. 276, CA.
- (15) *R. v. Glaves* [1993] Crim. L. R. 683, CA.
- (16) AAの立会いがなかった点は、本判例に付された注釈 (Commentary) による。
- (17) この点については、例えば、以下の裁判例も参照。*R. v. Gillard and Barrett* [1991] Crim. L. R. 280, CA.

- (18) もっとも、そこでいう第三者が AA を指すのか、それとも代わりに法的助言者を指すのかは文言上は判然としないが、原語では somebody とされ、必ずしも法的助言者と特定していないことからすれば、前者を指すものと解することも可能であろう。ただし、本判決の注釈でも指摘されているとおり、本件での被疑者取調べの際は、いまだソリシターを AA の担い手から除外する旨の実務規範の改正がなされておらず、ソリシターと AA との役割分化が必ずしも現在のように区別されていなかったおそれもある (この点については、前掲・注(2)拙稿②84 頁参照)。ちなみに、同注釈によると、本件でも AA の立会いの欠如が争点とされたのは、ようやく上訴審になってからのことである。
- (19) もっとも、解釈上は、第 1 自白の影響が遮断された後でも、第 2 自白を用いることで手続の公正さを欠くと考えられる場合は、なお PACE 78 による排除は想定することが可能である。この点については、本件判決の注釈のほか、前掲・注(17) *R. v. Gillard and Barrett* 及びそれに付された注釈参照。
- (20) Michael Zander, *The Police and Criminal Evidence Act 1984* (5th Ed., Sweet & Maxwell, 2005) para. 8-34, footnote 98.
- (21) *R. v. Kenny* [1994] Crim. L. R. 284, CA.
- (22) ザンダーは、このように裁判所 (特に控訴院) が、実務規範違反を根拠として証拠排除し有罪を破棄していったことは、PACE 以前の法状況 (すなわち、裁判官準則の時代) に照らせば、法曹界でも驚きをもって迎えられたと述べている (Zander, *supra* note [20] para. 6-06)。
- (23) Zander, *supra* note (20) para. 8-65. なお、そこではさらに未公判判例 2 件ほかを紹介されている。
- (24) *R. v. Dutton, The Independent*, December 5, 1988, CA (transcript through LEXIS).
- (25) *R. v. Delroy Fogah* [1989] Crim. L. R. 141, Crown Ct.
- (26) *R. v. Absolam* [1988] Crim. L. R. 748, CA. なお、取調べの定義に関しては、後掲・注(28)を参照。
- (27) *R. v. Weekes* [1993] Crim. L. R. 211, CA.
- (28) *R. v. Maguire* [1989] Crim. L. R. 815, CA. なお、実務規範において「取調べ (interview)」の定義規定が初めて設けられたのは 1991 年の改正によるものであるが、このマグワイア事件はもちろん、ウィークス事件でも、取調べの定義が争われた以上、かかる定義規定はまだ適用されていなかったのではないかと推測される。なお、現在の定義規定は 1995 年の改正によるものである。定義規定をめぐる経緯と詳細につき、例えば、Zander, *supra* note (20) para. 6-51 参照。
- (29) *R. v. Ham, The Times*, 12 Dec. 1995 (transcript through LEXIS).
- (30) イギリスで「少年」とは、17 歳未満の者を意味する (PACE 37 [15])。
- (31) PACE 77(3)によれば、「精神的ハンディキャップのある者」とは、「精神の発達が遅

滞し又は不完全である状態（知能及び社会適応能力を著しく欠く場合を含む）」を指すものとされる。なお、現在の実務規範では、「mentally handicapped」という文言は、「mentally vulnerable」に改正されている。その背景については、前掲・注②拙稿②90頁参照。

- (32) *R. v. Aspinall* [1999] Crim. L. R. 741, CA.
- (33) 本判例に付された注釈によれば、AA がいないことで、本人の権利（弁護権）放棄の有効性が確認できないという点が、ヨーロッパ人権裁判所の判例（*Murray v. U. K.* [1996] 22 E. H. R. R. 29）を引用しつつ、指摘されている。
- (34) *R. v. Walsh* [1989] Crim. L. R. 822, CA.; *R. v. Khan* [1996] 3 All E. R. 289, HL.
- (35) A. Ashworth and M. Redmayne, *The Criminal Process* (4th Ed., Oxford. U. Pr., 2010), at 343-344. ①～④の番号は、便宜上引用者が付したものである。なお、個別事案の解決という判例の本来の性格に鑑みて、PACE 78 の裁量行使を一貫性をもって説明し尽くすことには懐疑的な見解を示すものとして、Zander, *supra* note (20) para. 8-61 参照。
- (36) 例えば、②の問題（日本法の文脈で言えば、いわゆる偽計による自白）は、偽計の程度いかんによっては、自白法則の問題として位置づけることも十分に可能である。See, e. g., Zander, *supra* note (20) paras. 8-28 and 8-34. この点に関する日本の文献としては、例えば、稲田隆司「イギリスの自白法則」寺崎嘉博＝白取祐司（編）『激動期の刑事法学』（信山社、2003年）127頁以下、特に142頁以下ほか参照。
- (37) *R. v. W and another* [1994] Crim. L. R. 130, CA.
- (38) 本判例に付された注釈（Commentary）によれば、この点について医師の診断は分かれたが、裁判官は、母親のAAとしての能力を肯定する証言を採用したものとされる。
- (39) Jacqueline Hodgson, ‘Vulnerable Suspects and the Appropriate Adult’ [1997] Crim. L. R. 785, at 793.
- (40) *R. v. Campbell* [1995] Crim. L. R. 157, CA.
- (41) *R. v. Lewis* [1996] Crim. L. R. 260, CA.
- (42) もちろん、このような判示については、AA とソリシターの専門性及びそれに基づく援助の性格の違い、そして何より実務規範上ソリシターはAAの担い手から明文上除外されていること（COP C, Notes for guidance 1F）等を根拠とする批判がある。See, e. g., Hodgson, *supra* note (39) at 794.
- (43) 本判例に付された注釈によれば、実務規範ではAAの担い手について積極的な定義がなされているのに対し、PACE 77では「第三者」の定義について、警察関係者を除くというかたちで消極的にしか定義されていない以上、本判例のように、実務規範上AAの担い手としてソリシターを除外することと、PACE 77の第三者としてソリシターを含めることに矛盾はないとする。本件では、訴追側証拠が必ずしも自白

に依拠するものでなかったという事情があるとはいえ、この点の解釈について、前注同様の観点から批判的に問題とする余地は、なお残るように思われる。

- (44) See, CODE C: Notes for guidance 1F.
- (45) See, e. g., Hodgson, *supra* note (39) at 794.
- (46) *R. v. Law-Thompson* [1997] Crim. L. R. 674, CA.
- (47) See, *R. v. Khan*, *supra* note [34].
- (48) 実際、上記の破棄事例のほとんどが、PACE 施行後の 10 年以内に集中している。
- (49) *Zander*, *supra* note (20) para. 6-06.
- (50) そのような観点を示唆する文献として、See, e. g., Hodgson, *supra* note (39) at 794. なお、そこでは同時に、弁護権に関する判例も同じような動向を示していることが示唆されているが、ここでは紙幅の関係もあり、立ち入ることができない。
- (51) See, e. g., Hodgson, *supra* note (39) at 794.
- (52) A. Sanders & R. Young, *Criminal Justice* (4th ed., Oxford Univ. Press, 2010), para. 5. 5. 1. 2
- (53) イギリスにおける同条約の国内法的効力 (1998 年人権法の翻訳・解説) につき、例えば、田島裕『イギリス憲法典—1998 年人権法』(信山社, 2001 年) ほか参照。
- (54) See, e. g., Hodgson, *supra* note (39) at 794-795..
- (55) その詳細については、拙稿・前掲注(6)「傷つきやすい (vulnerable) 被疑者の取調べ」参照。

\*本稿は、科学研究費 (若手研究・スタートアップ [課題番号 21830075]) による成果の一部である。